
公立病院改革ガイドラインに基づく再編・ネットワーク化プラン策定指針

1 目的

- 公立病院改革ガイドライン(平成19年12月24日付け総財経第134号総務省自治財政局長通知。以下「**ガイドライン**」という。)により病院事業を設置する地方公共団体(以下「**市町村**」という。)は平成20年度内に公立病院改革プラン(以下「**改革プラン**」という。)を策定することとされたところであるが、ガイドラインにおいて示された再編・ネットワーク化に係る計画(以下「**再編・ネットワーク化プラン**」という。)の策定に当たっては、市町村の区域を越えた調整が必要なことが多く、また、救急医療体制の確保という点からも重点課題である医師確保について全県的な調整を要することなどから、県としての支援体制を確立するため、この指針を定める。

2 検討内容及び圏域

- 市町村が策定する改革プランのうち、主に再編・ネットワーク化の検討を必要とする場合について、医師等の医療資源の状況を踏まえて広域的な観点から検討を行うこととする。
なお、再編・ネットワーク化の検討を必要とする場合とは、医師不足等により市町村の病院において病床数や診療科目等の削減が予定される場合や他の公立病院等と医療機能の分担・連携を必要とする場合などであるが、検討する機能分化・連携の対象となる医療としては周産期・小児を含む救急医療を始めとした広域的調整が必要なものとする。
- 再編・ネットワーク化プランについての検討は、原則として再編・ネットワーク化が必要と判断される公立病院等が設置されている2次医療圏を対象として行う。

3 検討体制 (別紙1参照)

(1) 公立病院等地域医療連携のための有識者会議

- 改革プラン策定に伴う地域医療の連携等を検討するため、「公立病院等地域医療連携のための有識者会議」(以下「**有識者会議**」という。)を設置し、市町村から提案のあった再編・ネットワーク化プランについて、医療制度改革推進会議の依頼により、医療機能の分担・連携等の内容を評価、検討するとともに、医師派遣に向けた具体的な調整等を行う。
- 開催要領及び構成員は別紙2のとおりとする。

(2) 公立病院等改革ワーキンググループ

- 改革プランの策定を総合的に支援するため、部局横断的な検討体制として医療制度改革推進会議に「公立病院等改革ワーキンググループ」(以下「**改革WG**」という。)を設置し、市町村の改革プランのうち再編・ネットワーク化を中心として全県的な視野から総合的な検討を行う。

(3) 地域医療連携検討ワーキンググループ

- 市町村の再編・ネットワーク化プランに関する具体的な検討を推進するため、2次医療圏に設置されている圏域保健医療福祉推進会議に「地域医療連携検討ワーキンググループ」(以下「**圏域WG**」という。)を設置するものとする。
- 圏域WGは、市町村の再編・ネットワーク化プランについて、市町村から申し出を受けた場合には、4に定める手順に従い、地域の医療の状況を踏まえて実現可能性を検証するなどし、原則として2次医療圏における再編・ネットワーク化とりまとめ案を提示することとする。
- 圏域WGの構成員は、地域医療の直接の担い手である圏域内の病院長、開設者、地区医師会長等とし、基幹的保健所長が選任する。(圏域WGの構成の例は別紙3のとおり)
- 圏域WGは必要に応じて開催することとし、会長は互選によって定め、議長を務める。
- 圏域WGの事務局は基幹的保健所とし、開催に当たっての必要な事項は基幹的保健所長が定める。

4 手順 (別紙4参照)

(1) 一般的な手順

- ① 市町村が改革プランを策定するに当たって作成する「公立病院改革の取組状況調査表」(平成20年2月19日付け19市第1032号愛知県総務部長通知。以下「**取組状況調査表**」という。)において再編・ネットワーク化の記載を予定する場合は、市町村は、その理由及び将来構想案を書面(様式は任意)にし、取組状況調査表を提出する期日までに管轄の基幹的保健所に申し出るものとする。
- ② 市町村から申し出を受けた基幹的保健所は、市町村の申出書面の写しを付して改革WGに報告するとともに、圏域WGを設置する。
- ③ 基幹的保健所は、県総務部が平成19年度地方公営企業決算状況調査に併せて行う取組状況調査表についてのヒアリングの場において、取組状況調査表及び申出書面に基づき市町村から聞き取り調査を行い、その結果を圏域WGに提出する。

- ④ 改革WGは、取組状況調査表及び基幹的保健所から報告のあった内容を検討し、基幹的保健所に対して必要事項を指示するとともに、平成20年7月末を目途に、圏域における再編・ネットワーク化プランのとりまとめを依頼する。
- ⑤ 基幹的保健所は圏域WGを開催して再編・ネットワーク化プランのとりまとめを行い、その結果を改革WGに報告する。
- ⑥ 改革WGは、報告を受けた再編・ネットワーク化プランについて有識者会議の意見を聴く。
- ⑦ 基幹的保健所は有識者会議の意見を踏まえ、圏域WGにおいて再編・ネットワーク化プランのとりまとめ案の修正を行い、市町村における改革プラン案に反映させるものとする。

(2) 2次医療圏を越える場合の特例

2に定める検討圏域について2次医療圏を越える場合は、当該基幹的保健所長間で調整のうえ、合同検討WGを設置するものとする。

(3) 市町村から要望のあった場合の特例

市町村から(1)の①とは別に要望書等が提出された場合は、基幹的保健所は地域医療に支障が生ずるかどうその状況を確認し、(1)の定めにかかわらず圏域WGを設置するものとする。

5 その他

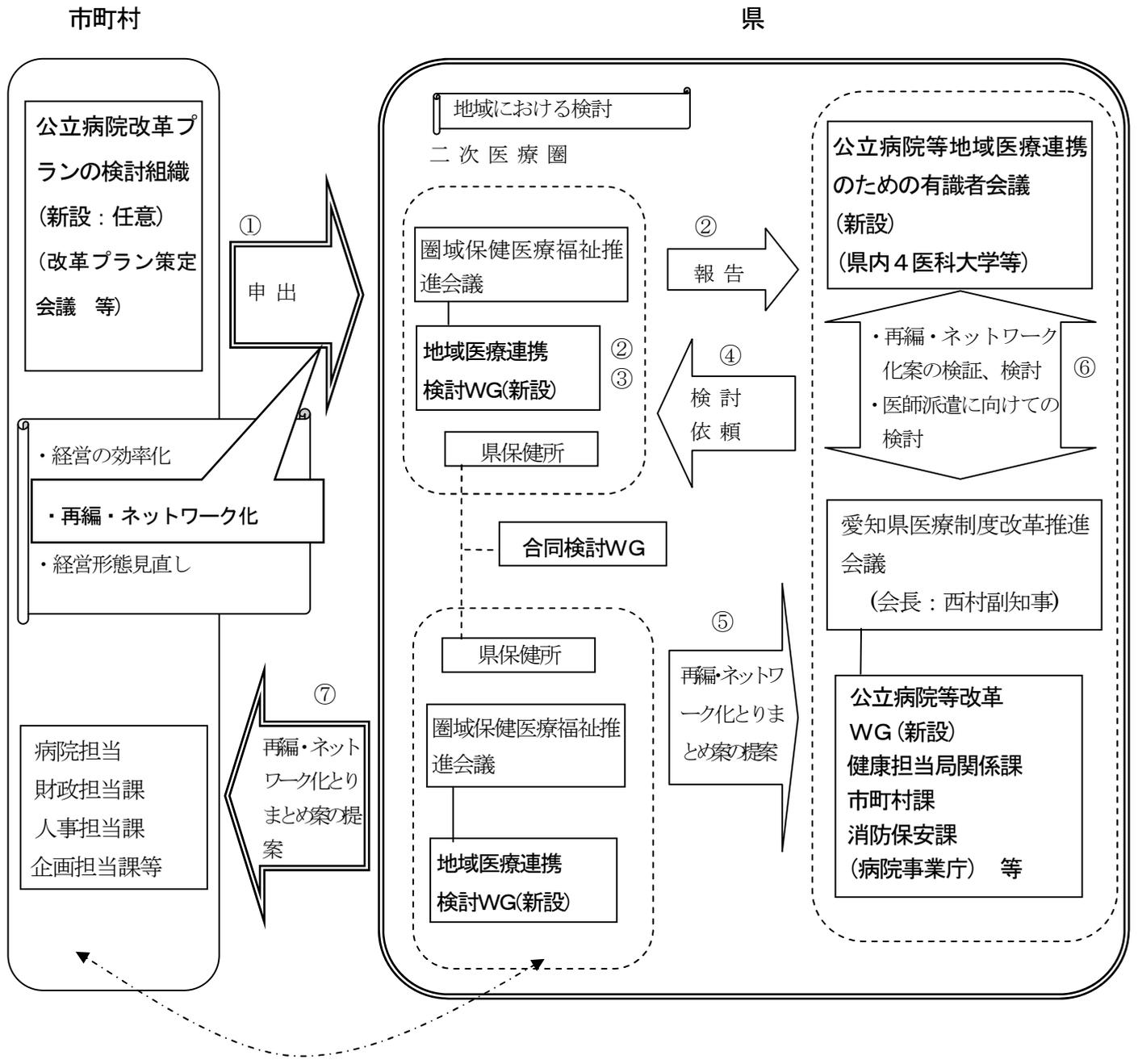
(1) 医療計画との関係

市町村により公表された改革プランにより、再編・ネットワーク化の目標年度に合わせて医療計画を変更する。

(2) 基礎資料の調製（圏域での検討の当たりの事前準備）

基幹的保健所は、圏域内の医療機関の状況（診療科別）及び救急搬送件数など、再編・ネットワーク化プランに関する基礎資料を整えるものとする。

再編・ネットワーク化等の検討体制



公立病院等地域医療連携のための有識者会議開催要領

(目的)

第1条 「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日総務省自治財政局長通知)により市町村が策定する「公立病院改革プラン」(以下「改革プラン」という。)について、地域の医療提供体制を踏まえ医療資源の広域的調整を行うため、医療機能の分担・連携及び医師派遣の観点からの意見を得ることを目的として、公立病院等地域医療連携のための有識者会議(以下「会議」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 会議は主に次の事項について所掌する。

- (1) 市町村が策定する「改革プラン」のうち、再編・ネットワーク化に係るプランに対し医療機能の分担・連携及び医療資源の広域的調整の観点からの意見を提出すること。
- (2) 医療機能の分担・連携を検討するに当たって、基本的な考え方をとりまとめること。

(組織)

第3条 会議は、愛知県内の医学部を有する大学、関係団体、その他関係者である別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 会議は、健康福祉部健康担当局長が招集する。

- 2 会議の座長は、互選により決定する。

(会議等の公開)

第5条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成12年3月28日愛知県条例第19条)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときはこの限りでない。

- 2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。
- 3 会議録の内容については会議の座長の確認を得るものとする。
- 4 会議録及び会議資料は5年間保存する。

(事務局)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部医療福祉計画課が行う。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月 1日から施行する。

公立病院等地域医療連携のための有識者会議構成員名簿

(敬称略・五十音順)

- 石川 清 名古屋第二赤十字病院 院長
- 伊藤 隆之 愛知医科大学病院 病院長
- 稲垣 春夫 社団法人愛知県病院協会 会長
(トヨタ記念病院長)
- 小林陽一郎 名古屋第一赤十字病院 院長
- 末永 裕之 愛知県公立病院会 会長
(小牧市民病院長)
- 妹尾 淑郎 社団法人愛知県医師会 会長
- 戸苅 創 名古屋市立大学病院 病院長
- 菱田 仁士 藤田保健衛生大学病院 病院長
- 松尾 清一 名古屋大学医学部附属病院 病院長
- 山本 昌弘 愛知県厚生農業協同組合連合会安城更生病院 顧問

圏域保健医療福祉推進会議 ワーキンググループ

所 属	職 氏 名		備 考
〇〇市改革プラン策定責任担当部	部長	〇〇 〇〇	プラン策定責任者
△△町改革プラン策定責任担当部	部長	〇〇 〇〇	〃
〇〇市民病院	病院長	〇〇 〇〇	プラン策定の対象病院
△△町立病院	病院長	〇〇 〇〇	〃
〇〇地区医師会	会長	〇〇 〇〇	地区会長
△△地区医師会	会長	〇〇 〇〇	〃
消防本部	消防長	〇〇 〇〇	
〇〇病院	病院長	〇〇 〇〇	
〇〇保健所(基幹的保健所)	所長	〇〇 〇〇	
〇〇保健所	所長	〇〇 〇〇	

ワーキンググループ事務局長:基幹的保健所 次長

(参考)圏域WGIについて

事前準備

- 市町村からのヒアリング (ポイント)
- ・当該病院の状況 ・医師数、診療科目別患者数
 - ・再編・ネットワーク化を要望する理由 ・どの医療機能が弱まっているか
 - ・協議が始まっているか→救急・小児・産科を重視
 - ・当該病院としての案
- 基礎資料 (ポイント)
- ・圏域内の医療機関マップ
 - ・救急患者数、救急搬送の実績 ・どの医療機関がどこまで受けられるか
 - ・できれば患者の動向 ・生活圈と医療機関の関係

まとめ案の想定

- 2次救急医療体制及び小児科・産科を前提にした医療機関の役割を受入体制を考慮して圏域案を作成する。
それにより、市町村の再編ネットワーク案を修正する。

注意事項

- 圏域を越える場合であっても、先ず圏域WGで議論すること。

公立病院改革プランの作成スケジュール

年月	市 町 村	二次医療圏	医療制度改革推進会議	有識者会議
20年 2月 3月	検討組織の設置		・公立病院等改革WG の設置	有識者会議 〔・県内の状況 ・今後の取組方針の検討〕
4月				
5月			公立病院等改革WG	有識者会議 〔・今後の取組方針〕
6月	取組状況調査報告 再編・ネットワーク化 プラン(素案)の提出 (決算統計調査)	基幹的保健所 ・圏域WGの設置 ・検討(ヒアリング を含む) ↓ ・素案のとりまとめ		
7月				
8月			公立病院等改革WG	有識者会議
9月				
10月	公立病院改革プラン(案)の決定	基幹的保健所 ・圏域WG ・検討(ヒアリング を含む) ↓ ・案(最終)のとりまとめ		
11月			公立病院等改革WG	有識者会議
12月	公立病院改革プラン(最終案)の検討、 プランの決定		医療制度改革 推進会議	有識者会議
21年 1月 2月 3月	改革プランの公表			